



多様な機能と魅力あるサービスでいつもにぎわい親しまれ、
明るく開放的な図書館を目指します。

上尾市図書館 ☎773-8521 ・ ☎776-7330

時代のニーズに応える図書館

図書館は、乳幼児や若者・高齢者まで幅広い利用者の知識・情報の拠点として、重要な役割を担っています。また誰もが利用しやすく、知的好奇心を刺激し、知る喜びを十分に感じられる居心地のよい場所であることも求められています。

しかし現本館は昭和56年の開館以来35年が経過し、人口の増加に伴い蔵書数も増え、開・閉架書架ともに蔵書の収容能力は限界に達しています。また閲覧席や学習席などの不足の他、バリアフリーも不十分なことから市民の要望に応えることが困難な状況となっています。

そこで時代とともに変化する市民ニーズに応え、生涯にわたる学びの支援や文化創出の礎となる23万都市上尾にふさわしい新図書館の建設が必要になっています。

図書資料収蔵能力は約13万冊増加
図書館の基本は、充実した図書資料です。現本館の収蔵能力は約30万冊ですが、新図書館はさらに約13万冊増加し、約43万冊の収蔵を可能にします。

開架面積は現在の約1.5倍
図書館の醍醐味は、多くの本の中からじっくり探して手に取ること



す。現本館と比較して約1.5倍を超える開架面積と閲覧席を設けます。

居心地のよい滞在型図書館
目的や年齢が異なるそれぞれの利用者が互いに満足し、快適に過ごすことができるよう、明るく開放的な滞在型の空間を創ります。

最新IT技術の導入
新図書館に所蔵される資料のICタグによる管理や自動貸出機による貸出・WiFiファイ環境の整備など、最新IT技術を導入したさまざまな事業展開を検討しています。

平成31年度オープンを目指して!

新図書館複合施設 整備計画を進めています



イメージ図

※この図は現時点でのイメージ図で、ホームページなどで、公表されているものとは異なります。

市民を支える複合施設

多様な機能を併設

施設の延べ床面積は約5千平方メートルです。図書館の他、青少年センター、郷土資料コーナー、ギャラリー、市民ホール、喫茶コーナーなど多様な機能を併設し、にぎわいあふれる新たな市の拠点にします。

誰もが利用しやすいバリアフリー

乳幼児を連れた人のためのおむつ替え室や授乳室の設置をはじめ、高齢者、障害者など誰もが快適に過ごせるよう、バリアフリーに配慮した施設にします。

青少年の健全育成を支援

2階には青少年センターを設置します。青少年育成団体の活動の拠点となるとともに、図書館との連携で青少年の健全育成の推進を目指します。

「3つ」にすれば上尾のことを知ることができる郷土資料コーナー

郷土・上尾を学ぶための郷土資料コーナーを設置します。これまで市が収集してきた歴史や文化に関する資料や情報を提供する施設を目指します。

ギャラリーで芸術・文化の発信

1階にはギャラリーを設置し、市民の皆さんに作品展示など芸術・文

化に関わる学びや鑑賞の場を提供します。

会議室・研修室の充実

シアタールームとして利用可能な会議室や研修室を設置し、多彩な事業展開を目指します。

専用の学習室を設置

2階には専用の学習室を設置し、静かで落ち着いて学習できる環境を新たに提供します。

現本館の一部は上尾地区の分館に

現本館は新図書館の開館後、リニューアルし、1階部分に上尾地区の分館を設置します。

公共施設最適化事業債を活用

現在見込まれている建設費、設計費、用地買収費などを含む事業全体の概算費用は約37億〜38億円です。

なおその財源として、交付税措置率が50割と手厚い公共施設最適化事業債を活用するなど、財政負担の軽減と平準化を図っていきます。

※『広報あげお』10月号では、上尾市図書館ネットワークについての掲載を予定しています。





10月1日(土) オープン 原市保育所・原市支所

昨年着工した原市保育所・原市支所が10月1日にオープンします。

原市保育所は、新たに0歳児の保育を行うとともに待機児童が多い1、2歳児の定員を拡大した120人の保育を可能にしました。また原市支所では、利用しやすい支所機能の他、エレベーターや多機能トイレ、バリアフリー化など利用者に配慮した施設づくりを行うとともに、大小2つの会議室を設置しました。

原市保育所・原市支所は、同一敷地内に隣接して整備されており、今後、原市地域の活動拠点として運営していきます。今号では、設備の一部を紹介します。

保育課(原市保育所) ☎775-5044・FAX774-5342
市民協働推進課(原市支所) ☎775-4539・FAX775-9819

保育所棟



2階トイレ



2階遊戯室



1階調理室



1階保育室



玄関ホール

内覧会を開催

原市保育所・原市支所の業務開始前に、内覧会を開催します。

▶日時 9月30日(金)13～14時

※受け付け後、ご自由に施設内をご覧ください。

※駐車場に限りがあるため、できる限り公共交通機関や自転車、徒歩でお越しください。

※埼玉新都市交通原市駅から原市団地方面徒歩約20分です。

周辺環境に配慮・調和した施設

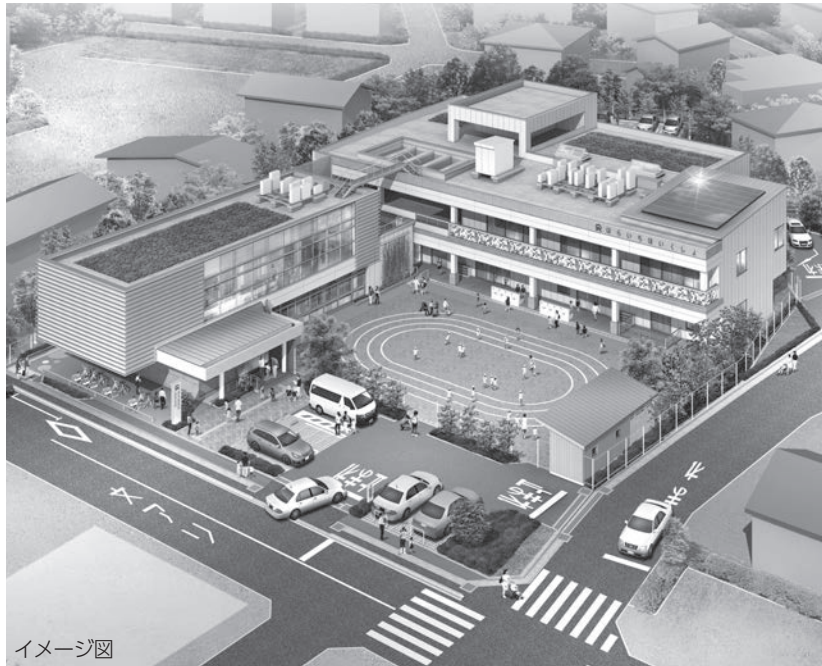
隣接する住宅地に配慮し、音や視線対策を施すとともに、周辺に日影の影響が出ないように施設の配置や建物の高さとししました。また隣接地と調和するように緩衝帯として隣地境界に植栽も施しています。

利用者に配慮した施設

支所棟と保育所棟を明確に区分し、利用者に分かりやすい施設構成とし、また保育所棟では不審者が侵入できないような安全対策を施しています。さらには渋滞対策として24台の駐車台数を確保するとともに、歩道部分を拡幅し、安全で快適な歩行空間を確保するなど利用者に配慮しています。

環境に配慮した施設

自然エネルギーの取り入れや省エネルギー機器など環境負荷の少ない設備を配置するとともに、シックハウス対策や植栽、屋上緑化などにより環境に配慮した施設づくりをしています。



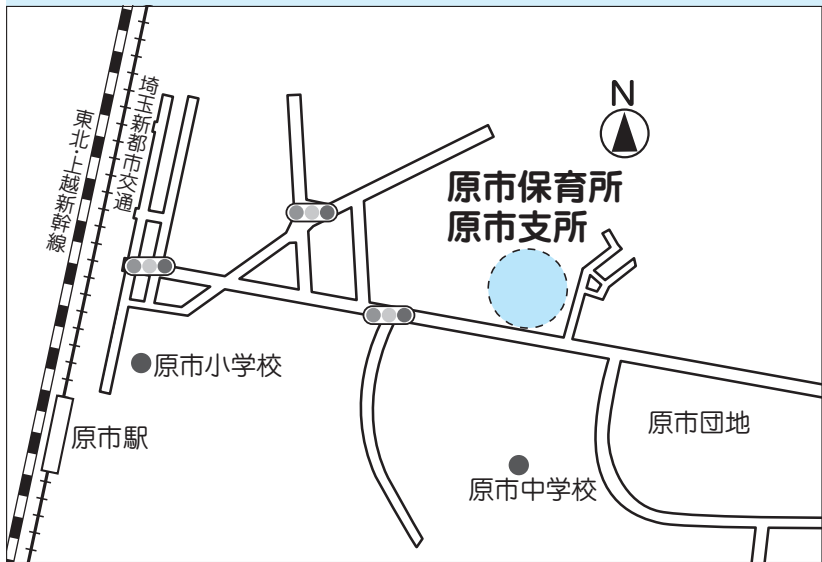
イメージ図

【業務開始日】 原市保育所／10月1日7時～
原市支所／10月3日(月)8時30分～

【所在地】 原市3241

【電話番号】 原市保育所／☎721-0519、原市支所／☎721-1604

※いずれの番号も移転前から変更はありません。



イメージ図

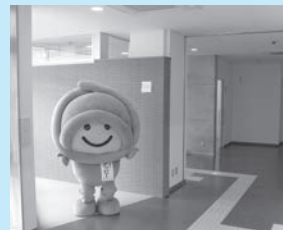
支所棟



2階大会議室



多機能トイレ



玄関ホール



1階事務所



2階エレベーター

9月17日は本庁舎と尾山台・上尾駅出張所の業務を休業

行政経営課 ㉿775-13963

市民課 ㉿775-1128

㉿775-19827

市役所本庁舎1階・2階(市民税課、納税課、障害福祉課、高齢介護課に限る)・5階(子ども支援課、保育課に限る)の窓口と尾山台・上尾駅出張所は、土曜日も業務を行っています。9月17日(土)はシステム更新作業のため業務を休みます。

国民年金保険料の後納制度

保険年金課 ㉿775-5137

㉿775-9827

大宮年金事務所 ㉿652-3399

国民年金制度は、20〜60歳の40年間に国民年金保険料を納めることで、満額の老齢基礎年金を受給することができます。保険料を納められなかった期間がある場合や、資格取得などの届け出忘れにより国民年金の資格期間がない場合には、将来の年金受給額が少なくなることや、年金そのものが受給できなくなることがあります。このような事態を避けるために、過去5年以内の未納部分を納付することができる後納制度があります。納付期限は、平成30年9月30日

までです。ただし、すでに老齢基礎年金を受給している人は、納めることができません。詳しくは、国民年金保険料専用ダイヤル(㉿0570-011050、050)または070から始まる電話でかける場合は㉿03-6731-2015)または年金事務所へ問い合わせてください。

国民年金(第1号被保険者)への切り替えが遅れた 専業主婦・主夫の皆さんへ

保険年金課 ㉿775-5137

㉿775-9827

大宮年金事務所 ㉿652-3399

年金制度は原則として、20〜60歳までの全ての人が加入することになっていますが、会社員や公務員(第2号被保険者)に扶養されている配偶者(第3号被保険者)は、保険料を納める必要はありません。

ただし、配偶者の退職、本人の収入増、離婚などの理由で配偶者の扶養から外れる場合は、国民年金の届け出を行い、保険料を納めなくてはなりません。この届け出が2年以上遅れたことにより発生する「未納期間」について、手続きを行えば「未納期間」を「受給資格期間」に算入できます。これにより年金の受給権が発生する場合があります。なお、一定期間

小泉土地区画整理地域内 町界町名地番・住所の変更

小泉土地区画整理組合 ㉿781-9551・㉿725-8492
市街地整備課 ㉿775-7913・㉿775-9872

小泉土地区画整理事業が完了するため、換地処分を行います。これに伴い、9月17日(土)から当区画整理地区内の下記に示す町界町名地番・住所が変更となります。【変更する町界町名地番(土地地番)】大字小泉、浅間台三丁目、浅間台四丁目、弁財一丁目、弁財二丁目、大字中妻、中分二丁目、大字沖ノ上 【変更後の町名】小泉一丁目〜九丁目



内の「未納期間」は、保険料を納め直すことも可能です。詳しくは、年金事務所へ問い合わせてください。

「上尾都市計画生産緑地地区」 の変更に係る原案の縦覧

みどり公園課 ㉿775-8129

㉿775-9906

平成4年12月に都市計画決定した「上尾都市計画生産緑地地区」について、行為制限の解除や新たな道路整

備などの発生により、生産緑地地区の一部変更を行います。【縦覧・意見書の提出期間】9月1日(木)〜15日(木)8時30分〜17時15分(土)(祝を除く) 【縦覧・意見書の設置場所】みどり公園課 【意見書の提出】意見書

(みどり公園課にある)に必要事項を記入して、直接または郵送(15日消印有効)のみどり公園課(〒362-8501本町3-1-1)へ ※意見書を提出できる人は、上尾市民または利害関係

市長 キラリ 通心

思いやりのバトンリレー

市長 島村 穰

市民の皆さん、こんにちは。市長の島村です。

オリンピックの熱が冷める間もなく、9月7日からはパラリンピックが開幕します。「もう一つのオリンピック」で繰り広げられるアスリートたちの熱い戦いを楽しみにしています。パラリンピックが正式名称として使われるようになったのは1985年のことだそうです。始まりは20年以上前の1964年東京オリンピックの直後に行われた、「国際身体障害者スポーツ大会」の際に日本で名付けられた愛称だそうです。

東京大会では、他にもさまざまな「初めて」があったそうですが、その代表的なものがピクトグラムです。ピクトグラムとは案内用の図記号のことで、競技種目を図記号で表すことで、言葉の壁を越えて内容を伝える役割を果たします。トイレや車いす、非常口の図記号は、現在では当たり前のように公共空間で使われていますが、当時は

デザインの革命ともいわれました。また、社会の共有財産として活用されるようにと、日本人デザイナーは著作権をすべて放棄したという逸話もあります。世界中から訪れる人たちのために「一目でわかるシンボルを作ろう」という意気込みはもちろん、どうやって「おもてなし」をするかという、思いやりの気持ちが根底になければ、到底なし得ることができなかったことだと感動を覚えます。

今回のオリンピックでは、スローガンに「新しい世界」を掲げ、史上初の難民五輪選手団が編成されるなど、高い人権意識も示されました。このような秀でた精神のバトンは4年後の東京オリンピック・パラリンピックにも受け継がれることと思いますが、私たち一人一人が、思いやりや人権に対する意識を言葉や行動に表すことで初めて達成されるものではないでしょうか。

社会に生きる私たちは、お互いを必要とし、共に助け合い、支え合って生きています。今月も市内では、敬老の日の催事や、障害のある人が力を合わせて開催する「元気あっぷフェスタ」など、思いやりの心に気付くイベントがたくさんあります。今後とも、年齢や性別、障害の有無などにかかわらず人格と個性が尊重され、安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けて力を尽くしたいと思います。

保留地公売 全6区画

大谷北部第二土地 区画整理組合

☎781-8211・☎781-8370

右表の保留地を公売します。保留地公売案内書は、大谷北部第二土地区画整理組合事務所と市街地整備課で配布しています。保留地は購入後、直ちに使用できます。詳しくは問い合わせください。【抽選申し込み】9月23日(金)～29日(木)10～16時 ※(土)(日)も受け付けます。☎大谷北部第二土地区画整理組合事務所(今泉19-1) ☎個人【抽選会】10月2日(日)10時～

【表】保留地公売一覧

No.	面積 (㎡)	単価 (円/㎡)	価額 (円)
①	158.70	122,000	19,361,400
②	129.83	122,000	15,839,260
③	124.74	128,000	15,966,720
④	118.03	123,000	14,517,690
⑤	101.61	131,000	13,310,910
⑥	101.70	131,000	13,322,700

※市ホームページにも詳細を掲載しています。



都市計画案の縦覧と意見書の受け付け

都市計画課

☎775-17629
☎775-19906

都市計画法第17条第1項・第2項の規定により、集いの公園(大字小泉字電前地内)の都市計画公園区域の変更に係る案の縦覧と意見書を受け付けします。【縦覧・意見書の提出

期間】9月16日(金)～30日(金)8時30分～17時15分(土)(日)を除く 【縦覧・意見書の設置場所】都市計画課 ※市ホームページでも縦覧できます。【意見書の提出】意見書(都市計画課にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要な事項を記入して、直接または郵送(30日消印有効)で都市計画課(〒362-8501本町3-1-1)へ ※意見書を提出できる人は、上尾市民または利害関係人です。

時とき 所ところ 内内容 対対象 費費用・金額 ※記載のないものは「無料」 定定員 持持ち物
申申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問問い合わせ

入学準備金の貸し付け

教育総務課 ☎775-19469

FAX 776-2250

高校(特別支援学校を含む)や高等専門学校、専修学校(一般課程を除く)、大学・短大に入学する人の保護者に入学準備金を貸し付けます。

※学校教育法に規定されていない各種学校は対象外になります。

①～④の全てに該当する人 ①市内に1年以上居住し、市税を完納している ②来年度に高校や高専、専修学校(一般課程を除く)、大学・短大への入学が確実な人の保護者である ③入学準備金の調達が困難である ④連帯保証人がいる 【貸付額】表1のとおり

【表1】

区分	貸付額	返済方法(割賦)
高校・専修学校 高等専修課程	国公立	20万円 3カ月ごとの17回
	私立	30万円 3カ月ごとの13回
大学・短大 専修課程	国公立	30万円 3カ月ごとの13回
	私立	50万円 3カ月ごとの17回

※いずれも6カ月据え置き後、返済開始です(無利子)。

「世帯の上限所得の目安」表2のとおり

【表2】

対象	世帯構成	上限所得の目安
高校入学	両親と中学生(対象)の3人世帯	600万円程度
	両親と中学生(対象)、小学生の4人世帯	770万円程度
大学入学	両親と高校生(対象)の3人世帯	550万円程度
	両親と高校生(対象)、中学生の4人世帯	740万円程度

※世帯の所得状況などを審査し、予算の範囲内で貸し付けます。所得は税法上の総所得金額を指します。

学用品費・給食費などの援助

学務課 ☎775-9604

FAX 775-5633

④申請書と推薦書(教育総務課にある)に必要事項を記入して、住民票(申請者の世帯全員、本籍と続柄が記載されたもの)と、連帯保証人が市内に居住していない人の場合は、連帯保証人の収入状況を証明する書類と住民票の写しを添えて、10月5日(水)～20日(土)(日)(祝を除く)に直接、教育総務課へ

経済的な理由で就学が困難と認められる児童生徒の保護者に、子ども

青少年健全育成推進大会

丸山康彦さんによる講演

「不登校・ひきこもりが終わるとき」

青少年課 ☎776-2488・☎776-2117

11月の「子ども・若者育成支援強調月間」に合わせて、「青少年健全育成推進大会」を開催します。この機会に青少年の健全育成について一緒に考えてみませんか。 ☎10月8日(土)13～16時 所 上尾市コミュニティセンター ④第1部(13時～)／青少年育成功労賞の表彰他 第2部／①地区会議実践活動発表表(14時～)②丸山康彦さんの講演「不登校・ひきこもりが終わるとき」(14時35分～) ※第2部からの入場もできます。 定350人(先着順) ④直接または電話、ファクス、メール(☎s106000@city.ageo.lg.jp)で「推進大会参加希望」、氏名、電話番号を青少年課へ ※駐車場に限りがありますので、公共の交通機関をご利用ください。



【プロフィール】まるやま・やすひこ

不登校のため7年かけて高校を卒業。大学卒業後、高校講師となる。退任後、ひきこもり状態になり、社会復帰に7年を要した後、個人事務所を経て2001年に民間非営利相談機関「ヒューマン・スタジオ」を設立。相談業務や家族会業務に関する独自の手法とスタイルを構築し、不登校・ひきこもりの当事者と家族への支援を実践している。

の学用品費の一部や給食費などを援助しています(所得制限あり)。年度途中で転入した人や世帯状況が変わり援助が必要になった人も随時受け付けます。【必要書類】保護者名義の振込口座の分かる物、賃貸住宅に住んでいる場合は賃貸借契約書の写し、平成28年1月2日以降に上尾市に転入した保護者は平成28年度所得証明書など ④①各市立小・中学校

在籍者の保護者／申請書(各市立小・中学校、学務課にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入して、必要書類を添えて通学している小・中学校または学務課へ ②国・県立小・中学校在籍者の保護者／申請書(学務課にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入して、(月)～(金)(祝を除く)に必要書類を添えて学務課へ

新入学児童の健康診断

学校保健課 ☎775-19683
☎775-56633

平成29年4月に小学校へ入学予定の子どもを対象に、就学時健康診断を行います。☎10月下旬～11月下旬の間で指定された日 ※早めに健康診断実施日などを確認したい場合は、市ホームページをご覧ください。学校保健課へ問い合わせてください。

☎市内各小学校 ※10月上旬に郵送される「就学時健康診断のお知らせ」のがきをご覧ください。【書類配布】郵送されたはがきを用意して、10月11日(火)～17日(日)を除く)、指定された小学校で受診に必要な書類を受領

道路後退用地の寄附にご協力を

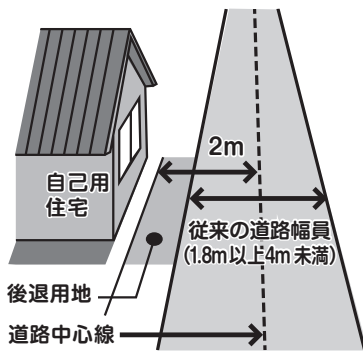
道路課 ☎775-85597
☎775-99906

狭い道路の解消を進め、生活環境を向上させるため「上尾市道路後退用地整備要綱」により、道路後退用地の寄附をお願いしています。

●4.8未満の市道に適用 道路幅員が1.8以上4.8未満の市道に接する敷地に、自己用住宅を建てる場合にこの要綱が適用されます。

●分筆報償金を交付 後退用地の分筆登記は土地所有者が行い、土地所有者に18万円を限度に分筆報償金を交付します。後退用地の所有権移転登記は市が行い、原則として1年以内に既存道路部分と同程度に整備します。

●手続き 後退用地の分筆登記が完了した後、「後退用地寄附申込書」(道路課にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要な事項を記入して直接、道路課へ



児童手当現況届の提出はお済みですか？

子ども支援課 ☎775-5120
☎774-5342

児童手当の支給を受けている人は、毎年6月に現況届の提出が必要です。現況届は、6月1日時点の状況を確認し、児童手当を引き続き受ける要件が整っているかを確認するための

市指定無形民俗文化財

「藤波のささら獅子舞」を見学しませんか

生涯学習課 ☎775-9496・☎776-2250

「藤波のささら獅子舞」は、江戸時代から伝承されている民俗芸能です。4人一組で演じられ、クライマックスでは、隠れてしまった女の獅子を2匹の男の獅子(雄獅子・中獅子)が争いながら見つける「雌獅子隠し」が演じられます。前夜祭にもぜひお越しください。☎10月2日(日)14時～、17時～、20時～の3回上演(雨天決行) ☎天神社(藤波一丁目)

【交通】JR上尾駅西口から「ぐるっとくん」で「藤波公民館」下車 ※経路しない便がありますので注意してください。

●前夜祭 ☎10月1日(土)18時30分～ ☎市指定無形民俗文化財「藤波の餅つき踊り」

●見学会 ☎10月2日14時～(雨天決行) 【集合】天神社 ☎藤波のささら獅子舞の解説と見学 ☎電話または直接、会場へ



昨年の「藤波のささら獅子舞」

ものです。この現況届の提出がないと6月分以降の手当を受けられませんが、まだ提出していない人は、至急子ども支援課へ郵送または持参してください。

現況届を紛失してしまった場合は、

子ども支援課または支所・出張所に申し出るか、市ホームページからダウンロードしてください。現況届と添付書類の不足がない場合、10月定期支給後に支払通知書を送付しますので、確認してください。

時とき 所ところ 内内容 対対象 費費用・金額 ※記載のないものは「無料」 定定員 持持ち物
申申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問問合わせ

緑の募金(家庭募金)にご協力を

みどり公園課 ☎775-8129

☎775-9906

緑化の重要性を改めて認識し、快適で住み良い緑豊かな郷土づくりのために緑の募金(家庭募金)を実施します。皆さんから寄せられた募金は、募金総額の5割を上尾市みどりの基金に繰入し、市内緑化の推進や緑化保全事業の資金として活用します。

【募金期間】9月1日(木)～10月31日(月)

【募金方法】事務区の協力の下、各家庭に依頼 【実施主体】(公社)埼玉県緑化推進委員会(☎824-5978)

自宅でも手続きができます！ 電子申請サービス

一丁推進課 ☎775-5113
☎775-9921

自宅や事業所のパソコンから「電子申請・届出サービス」に接続して、各種申請をインターネットで行えます。「水道使用開始届」「水道利用中止届」「犬の登録事項変更申請」など多くの手続きが利用できます。

利用は市ホームページトップページ左側メニューの「情報・ピックアップ」電子申請リンク、または共通ホームページ(☎<https://denchi.pref.saitama.lg.jp/>)から接続できます。

災害から命を守る

危機管理防災課 ☎775-5140・☎775-9927

地震をはじめとする災害から命を守るためには、日頃から対策・準備を怠らないことはもちろん、近所同士の交流も重要になってきます。災害はいつどのように起こるか分かりません。どんな対策や備えも継続していかなければ意味がありません。災害から身を守るために何ができるか、この機会に考えてみましょう。



被害を減らす三つの減災方法

①自宅の耐震性を確認

耐震診断で自宅の耐震性について把握をしておき、必要な場所には補強や修繕を行うことが必要です。

②家具・家電の転倒防止

過去の震災では、家具・家電の転倒で多くの人が亡くなっています。ケガをしてしまうと、その後の避難移動や避難先での生活に、大きな支障をきたす恐れがあります。ケガなく避難するためにも、家具・家電の固定やガラスに飛散防止フィルムを貼るなどの対策をしましょう。

③火災による二次災害の予防

地震による火災の6割は、電気関係によるものです。避難する際には、家のブレーカーを落としてから避難しましょう。地震の揺れを感知して、自動的にブレーカーを落として電気を遮断する、感震ブレーカーの設置も有効です。

〈木造住宅の無料簡易耐震診断〉

建築安全課 ☎775-8490・☎775-9906

市では、平成12年5月末までに着工された2階建て以下の木造住宅(工業化住宅を除く)の簡易耐震診断を随時無料で受け付けています。住宅の図面(設計図など)を基にコンピュータで簡易な耐震診断をして、耐震性能を4段階で評価します。図面は、建築当時の建築確認申請書(副本)か、壁や窓の位置が分かる各階平面図を用意してください。 ※別途、木造住宅の耐震診断・耐震改修に対する補助制度がありますので、詳しくは建築安全課に問い合わせるか『広報あげお』6月号8ページを参照してください。

災害時、正確な情報を集めるために

〈メールによる情報配信サービスの利用〉

市では、災害情報をいち早く伝えるために、メールによる情報配信サービス(メールマガジン)を行っています。詳しくは市ホームページ(☎<http://www.city.ageo.lg.jp/page/mailmagazine.html>)をご覧ください。

災害対策

～身近でできる災害対策チェックリスト～

身の回り、身近な部分で防災の備えがどのくらいできているか、当てはまるものにチェックを付けてみましょう。

- タンスや食器棚などの家具、冷蔵庫やテレビなどの家電を固定している。
- ガラスに飛散防止フィルムを貼って、割れてもケガをしないようにしている。
- 自宅の耐震性について、耐震診断や問題箇所に補強などの対策を行っている。
- 地震の際、自動的に電気を遮断する感震ブレーカーや感震コンセントを設置している。
- 自宅で水や食料品などの備蓄をしている。
- 自主防災会や地域の防災訓練などに積極的に参加している。
- 隣近所や地域の人と顔見知りで、コミュニケーションを取っている。
- ハザードマップなどを確認し、避難所や避難経路についてあらかじめ家族で決めている。
- 災害用伝言サービスの使い方を知っている、または使用したことがある。
- 市の災害情報や火災情報などについて配信している「上尾市メールマガジン」に登録している。

ここに書かれている以外にも、できることや足りないものがないか探してみてください。

す。操作方法で不明な点はコールセンター(☎0570-005353、IP 電話の場合は☎092-7155815(土) 祝を除く9~17時)へ問い合わせてください。

**平成29・30年度
物品等入札参加資格
審査申請の受け付け**

契約検査課 ☎775-51116
☎775-99819

市が発注する物品購入・業務委託(土木施設維持管理業務以外の業種)の入札参加資格審査の申請を受け付けます。**【更新申請】**11月1日(火)~12月26日(月)、**【更新申請】**10月3日(月)~12月16日(金) **【埼玉県電子入札共同システムから電子申請を行い、関係書類を郵送(各締切日の消印有効)で県入札審査課(〒330-9301さいたま市浦和区高砂3-15-1)へ】** ※郵送以外は受け付けません。

**平成29・30年度
建設工事等入札参加資格
審査申請の受け付け**

契約検査課 ☎775-51116
☎775-99819

市が発注する建設工事、設計・調査・測量業務、土木施設維持管理業務の入札参加資格審査の申請を受

け付けます。**【新規申請】**☎9月9日(金)~10月7日(金) **【申請書類】**埼玉県入札審査課のホームページにある)に必要事項を記入して、郵送(7日消印有効)で県入札審査課(〒330-9301さいたま市浦和区高砂3-15-1)へ。 ※郵送以外は受け付けません。**【更新申請】**☎①建設工事だけの申請/10月11日(火)~11月25日(金)②設計・調査・測量業務、土木施設維持管理業務/10月11日(火)~11月11日(金)③

①建設工事と②設計・調査・測量業務、土木施設維持管理業務を同時に申請する場合/10月11日(火)~11月11日(金) **【埼玉県電子入札共同システムから電子申請を行い、関係書類を郵送(各締切日の消印有効)で県入札審査課へ】** ※郵送以外は受け付けません。

秋の全国交通安全運動

交通防犯課 ☎775-51338
☎775-99927

秋の全国交通安全運動が9月21日(火)~30日(金)に実施されます。夕暮れ時や夜間は自分が見落とされることを意識し、明るい色の服装や反射材の着用を心掛け、自転車は必ずライトを点灯しましょう。**【全国の重点目標】**夕暮れ時と夜間の歩行中、自転車乗用中の交通事故防止/全ての座席のシートベルトとチャイルドシ

トの正しい着用の徹底/飲酒運転の根絶 **【県の重点目標】**自転車の安全利用の推進 **【市の重点目標】**自転車の交通ルール遵守とマナー向上 **【市内交通事故統計】** 6月末現在(件数/436件、死者数/1人、負傷者数/520人)

**振り込め詐欺防止用
通話録音装置のモニター募集**

交通防犯課 ☎775-51338
☎775-99927

市内における振り込め詐欺などの被害防止のため、通話録音装置「振り込め詐欺見張り隊」のモニターを募集します。**【期間】**9月5日(月)~30日(金) **【振り込め詐欺見張り隊】**の1年間の貸し出しとアンケートの記入 **【市内に在住の65歳以上で高齢者單身世帯・夫婦世帯など】** 定100人(先着順) **【直接、交通防犯課へ】**

還付金詐欺にご注意を

上尾警察署 ☎773-0110

高齢者を対象とした還付金詐欺が発生しています。市役所職員などを名乗り、「医療費の還付金がある」などと現金自動預払機(ATM)に誘導し、お金を振り込ませようとするものが、ATMでは還付金は戻りませんが、少しでも不安を感じたときは、一度電話を切って警察署や市役所、家族などに確認・相談をしてください。その他にも、「知らない番号には出ない」「在宅でも留守番電話にする」など、日頃から対策をしましょう。

また、携帯電話で通話しながらATMの操作をしている人を見つけた場合は、「声を掛ける」係の人に伝える」など、被害防止にご協力をお願いします。

**中心市街地活性化イベント
「AGEOまちフェス」
のライブチケットを
販売!**

上尾商工会議所
☎773-3111・☎775-9090
商工課 ☎777-4441・☎775-5024

JR上尾駅を中心としたショッピングエリアで、「音楽」と「食べ歩き・飲み歩き・買い歩き」をテーマにしたイベントを行います。当日行われる「アコースティックCaféライブ」のチケットを事前に販売します。**【10月1日(土)12時30分~19時(開場/12時)】** ☎カフェ・ド・グランベル(宮本町4-2 ベルーナビル1階) **【出演者】**TTRE(土屋礼央)、TWEEDES、anderlust 他 **【販売開始】**9月1日(休)10時~ ☎2,932円(手数料込み・立ち見だけ) ※ドリンク代は別途必要です(当日支払い)。定170人(先着順) **【AGEOまちフェスホームページ】** (☎http://www.ageocci.or.jp/ageo-machi-fes/)から手続き

時とき 所ところ 内内容 対対象 費用・金額 記載のないものは「無料」 定定員 持持ち物
申申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問問い合わせ